## (外交防衛委員会)

玉 際原子 力機関 憲章 下第 十 四 条 の改正 の 受諾について承認 を求める の件 · ( 閣 条第六号)(衆議 院

## 送付)要旨

玉 際 原子. 力機 関  $\overline{\phantom{a}}$ I A E A ) は、 全世界 に おけ る平和、 保 健 及び繁栄に対する 原子力 の ) 貢 献 を 促 進. U 。 及び

増大させること並びにI A E Aを通じて提 供され た 援 助 が 軍 事 的 目 的 を 助 長 す る 方 法で 利 用 され な い こ と を

章に基づき、一九五七年(昭和三十二年)七月に設立された。

確

保す

ることを目的

とし、

九五六年

( 昭

和三十一年)

+

月に

玉

際連

合

本

部

で

作

成

され

た

玉

際

原

子

力

機

関

憲

こ の 改 正 は、 Ι Α Ε Α の 事 業 計 画 の 作 成 に 係 る 費 用 の 削 減、 予 算 の 層柔軟 な 運 用 及 び 他 の 国 際 連 合 機 関

の 予算 制 度 との 調 和 を 図 る た め、 九 九九年 平 成十一年) 十月にウィ I ンで開催 され た I Α Ε Α の 第四十

三回総会において採択されたものである。

こ の 改正は、 Ι A E A の 費 用の予算見積りを二年ごとのものとすることを目的とするものである。